

令和6年度 体育・保健体育外部講師派遣事業 『パラスポ体験教室』 実施要項

1 目的

スポーツの楽しさの実感に加え、スポーツを通じた障がい者理解や多様性、個性の尊重など、多くの教育効果が期待できるパラスポーツ（障がい者スポーツ）を教材化した「I'mPOSSIBLE（アイムポッシブル）」（国際パラリンピック委員会公認教材）を活用したパラスポーツ体験教室を実施し、体験や交流を通じて県内児童生徒のスポーツへの関心を高めるとともに、パラリンピック教育を通じたインクルージョンの考え方を身に付けさせていく。



2 内容

- (1) 対象 公立小中学校、高等学校、特別支援学校、義務教育学校の児童生徒
※1校につき1つの学年での実施とする。ただし、総数が50名以内であれば、異学年合同（小中一貫校は中学校、義務教育学校は後期課程、特別支援学校は中学部を含む）も可能とする。また、1学年複数クラスによる申請も可能とする。その場合は、児童数によって一度に行うかクラスごとに行うかを検討する。
- (2) 実施内容 パラスポーツ（ボッチャ）の体験
1校1回（2単位時間×1回）
※1学年複数クラスで実施する場合は、クラス数によって回数が増えることがある。
- (3) 事前の打ち合わせ
電話またはメールで行う。※連絡先については、決定通知にて通知する。
- (4) 派遣校数 8校程度
- (5) 備考 体験教室実施の際には、「I'mPOSSIBLE」（国際パラリンピック委員会公認教材）を活用し、事前・事後学習を行うこと（詳細は[4 事前・事後学習について]を参照）。

3 派遣期間 令和6年9月2日（月）～令和7年2月27日（木）

※但し、金曜日は派遣対象外

4 事前・事後学習について

本事業を行うに当たり、以下、(1)(2)を実施すること。

- (1) 事前学習として、「I'mPOSSIBLE」の動画を視聴する。
視聴動画 ①2-4 ボッチャをやってみよう！（ボッチャのルール）
②2-4 ボッチャ競技説明
- (2) 事前あるいは事後学習として、(1)とは別に「I'mPOSSIBLE」の全14授業分の学習ユニットから1ユニット以上を選択し、実施すること。※実績報告書裏面の学習テーマ一覧を参照すること。
※「I'mPOSSIBLE」は、日本財団パラリンピックサポートセンターから各校に1～3版が1部ずつ配布されており、日本パラリンピック委員会ホームページから教材（指導案やワークシート、映像資料等）をダウンロードすることも可能。



国際パラリンピック委員会公認教材
(<https://www.parasports.or.jp/paralympic/iampossible/>)



5 申請の手続きについて

- (1) 申請 派遣を希望する学校は申請書 [別紙様式(1-2)] を提出。

(2) 提出方法 [市町村（学校組合）立学校]

市町村（学校組合）教育委員会に電子データを提出。市町村（学校組合）教育委員会担当者はグループウェア文書收受回答機能にて保健体育課に提出。

[県立学校]

グループウェアメッセージにて直接保健体育課へ提出。

(3) 提出締切 **令和6年4月11日（木） 必着**

(4) 実施決定 申請が多数の場合は、保健体育課で派遣校を決定し、保健体育課と学校で日程調整をした後に、市町村（学校組合）教育委員会を通じて当該校に派遣事業決定通知書を送付する。選定されなかった学校については、申込があった市町村（学校組合）教育委員会担当者にグループウェアメッセージで通知する。なお、県立学校については、保健体育課から直接通知する。

6 日程等の変更が生じた場合の手続きについて【重要】

派遣事業決定通知書に基づき各事業を実施するが、やむを得ず決定通知の内容に変更が生じることが判明した時点で、以下の手順により、保健体育課に連絡すること。その際、遅くとも予定日の2日前迄に変更届の提出を完了しなければならない。ただし、当日の天候急変や体調不良など、緊急時その他の正当な理由がある場合はこの限りではないが、その場合も必ず実施予定日当日に連絡すること。

[市町村（学校組合）立学校]

- (1) 学校から市町村（学校組合）教育委員会に電話連絡
- (2) 市町村（学校組合）教育委員会から保健体育課に電話連絡
- (3) 市町村（学校組合）教育委員会から保健体育課に変更届（別紙様式3）を提出

[県立学校]

- (1) 学校から直接保健体育課に電話連絡
- (2) 学校から保健体育課に変更届（別紙様式3）を提出

7 実績報告書の提出について

事業終了後は、実績報告書 [別紙様式（2-2）] を作成し、**事業終了後2週間以内**に保健体育課へ提出。

[市町村（学校組合）立学校]

市町村（学校組合）教育委員会を通じて電子データを提出。市町村（学校組合）教育委員会担当者はグループウェア文書收受回答機能にて保健体育課に提出。

[県立学校]

グループウェアメッセージにて、直接保健体育課へ提出。

※実績報告書に写真を掲載する際は、本人（保護者）の同意を得ること。

8 その他

- (1) 事業開催の際には、必ず担当教員がその場に常駐し、授業に関わること。
- (2) 講師の謝金及び旅費、スポーツ安全保険に関する費用は、県が負担する。
- (3) 保健体育課のホームページから、実施要項及び別紙様式のダウンロードが可能。

(<https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/parasports/>)

【問い合わせ先】

高知県教育委員会事務局保健体育課 学校体育担当
〒780-0850 高知市丸ノ内1-7-52
TEL : 088-821-4900 FAX : 088-821-4849